



発行 東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………一
- ………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)……………一
- 都市計画事業の認可 (三件) ……………一
- ………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 土地区画整理組合の解散認可 (二件) ……………二
- ………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………二
- 建築基準法による道路の指定……………二
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………二
- 建築基準法による道路位置の指定……………二
- ………(同)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………三
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………四
- ………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………四
- 平成二十七年におけるさんご漁業の許可等の申請期間等……………五
- ………(産業労働局農林水産部水産課)……………五
- 港湾施設の供用開始……………(港湾局港湾経営部経営課)……………五
- 都立図書館の休館 (二件) ……………五
- 東京都立多摩社会教育会館の施設の休館……………五

公告

- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………五
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………六
- 争議行為の予告 (七件) ……………六
- ………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………七
- 東京都教育委員会職員表彰規程に基づく表彰……………九
- ………(東京都教育委員会)……………九

正誤

- 平成二十六年十二月二十六日付東京都規則第百九十七号……………二
- 平成二十六年十二月二十六日付東京都規則第百九十八号……………二
- 平成二十七年二月五日付東京都教育委員会訓令第百九十二号……………二

告示

●東京都告示第百九十三号
 東京都青少年の健全な育成に関する条例 (昭和三十九年東京都条例第百八十一号) 第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十七年三月十三日

東京都知事 外 添 要 一

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行所等	指定理由
四一八六	雑誌	BAMBOO COM ICS COLOR UL SELECT	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全

毒妻クラブ②
 五七六三四―二一
 株式会社竹書房
 な成長を阻害
 するおそれがある。

●東京都告示第百九十四号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
 平成二十七年三月十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 世田谷区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第三・三・百二十一号下馬中央公園
- 三 事業施行期間 平成二十七年三月十三日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地 世田谷区下馬四丁目地内

使用の部分

世田谷区下馬四丁目地内

●東京都告示第百九十五号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
 平成二十七年三月十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 世田谷区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第八・三・二十六号喜多見農業公園

三 事業施行期間 平成二十七年三月十三日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 世田谷区喜多見四丁目地内
使用の部分 なし

●東京都告示第三百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十三日

東京都知事 外 添 要 一

一 施行者の名称 世田谷区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画緑地事業第六十四号成城みつ池緑地

三 事業施行期間 平成二十七年三月十三日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 世田谷区成城四丁目地内
使用の部分 なし

●東京都告示第三百九十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十条第二項の規定に基づき平成二十七年三月十三日付けで花畑東部土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十七年三月十三日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都告示第三百九十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十条第二項の規定に基づき平成二十七年三月十三日付けで調布市国領北浦土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十七年三月十三日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都告示第三百九十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	平成二十七年二月十八日	小金井市東町三丁目百七番二の二、同番十、同番十一、同番十二、同番十三、同番十四、同番十五、同番十六、同番十七、同番十八、同番十九、同番二十、同番二十一、同番二十二、同番二十三、同番二十四、同番二十五、同番二十六、同番二十七、同番二十八、同番二十九、同番三十、同番三十一、同番三十二、同番三十三、同番三十四、同番三十五、同番三十六、同番三十七、同番三十八、同番三十九、同番四十、同番四十一、同番四十二、同番四十三、同番四十四、同番四十五、同番四十六、同番四十七、同番四十八、同番四十九、同番五十、同番五十一、同番五十二、同番五十三、同番五十四、同番五十五、同番五十六、同番五十七、同番五十八、同番五十九、同番六十、同番六十一、同番六十二、同番六十三、同番六十四、同番六十五、同番六十六、同番六十七、同番六十八、同番六十九、同番七十、同番七十一、同番七十二、同番七十三、同番七十四、同番七十五、同番七十六、同番七十七、同番七十八、同番七十九、同番八十、同番八十一、同番八十二、同番八十三、同番八十四、同番八十五、同番八十六、同番八十七、同番八十八、同番八十九、同番九十、同番九十一、同番九十二、同番九十三、同番九十四、同番九十五、同番九十六、同番九十七、同番九十八、同番九十九、同番百	延長 一〇四・〇六 幅員 一六・〇〇

●東京都告示第四百号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年二月十六日	西東京市ひばりが丘一丁目千五百四十七番五の一部	延長 二・〇五 幅員 四・五〇

同番四、千六百十四番一、千六百十五番、千六百十六番一、千六百十七番一、同番五、同番六及び梶野町一丁目百二十二番イ三の各一部、同番イ四並びに同番ロ二、同番ロ三、梶野町五丁目千六百七十八番イ二及び千八百一十一番二の各一部

●東京都告示第四百一号

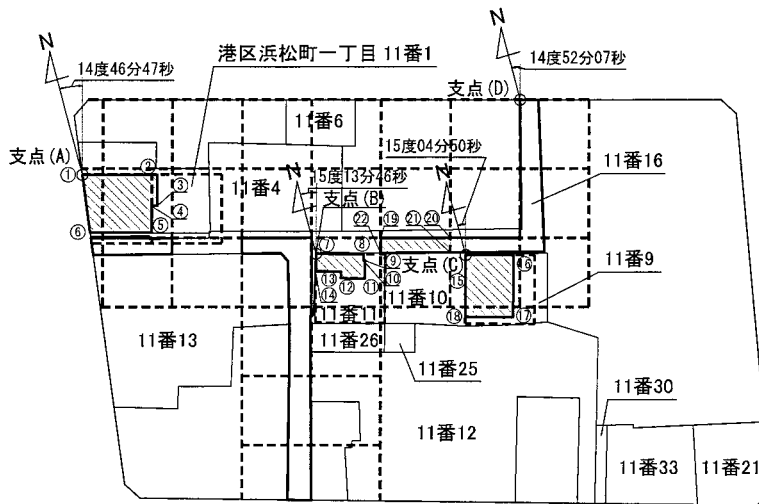
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区浜松町一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図



【凡例】

- 形質変更時要届出区域
- 単位区画
- 筆境界
- 調査範囲

【支點】
支點は、調査範囲の最北端とし、それぞれの地点の座標を下表に示す。

支點名	A	B	C	D
X	-37737.7453	-37757.424	-37763.121	-37743.4194
Y	-6916.4747	-6886.927	-6866.178	-6852.8598

※本座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成13年法律第53号）附則第2条の規定により、日本測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度】
格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示し、それぞれの格子の回転角度を下表に示す。

支點名	A	B	C	D
角度	14度46分47秒	15度13分46秒	15度04分50秒	14度52分07秒

【座標値一覧表】

測點名	X座標	Y座標	測點名	X座標	Y座標	測點名	X座標	Y座標	測點名	X座標	Y座標
1	-37737.7453	-6916.4747	7	-37757.424	-6886.927	13	-37760.8676	-6884.1064	19	-37757.6176	-6877.3222
2	-37740.4966	-6906.0466	8	-37759.261	-6880.322	14	-37759.894	-6887.607	20	-37760.1836	-6867.6571
3	-37744.8565	-6907.1969	9	-37760.1408	-6880.5642	15	-37763.121	-6866.178	21	-37762.1942	-6868.1909
4	-37744.7515	-6907.981	10	-37760.2014	-6880.3465	16	-37764.9142	-6859.531	22	-37759.693	-6877.8733
5	-37748.4057	-6908.9451	11	-37762.698	-6881.0338	17	-37773.577	-6861.868			
6	-37746.1387	-6917.5096	12	-37761.774	-6884.356	18	-37771.769	-6868.511			

※本座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成13年法律第53号）附則第2条の規定により、日本測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第四百二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、平成二十四年東京都告示第三百九十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十三日

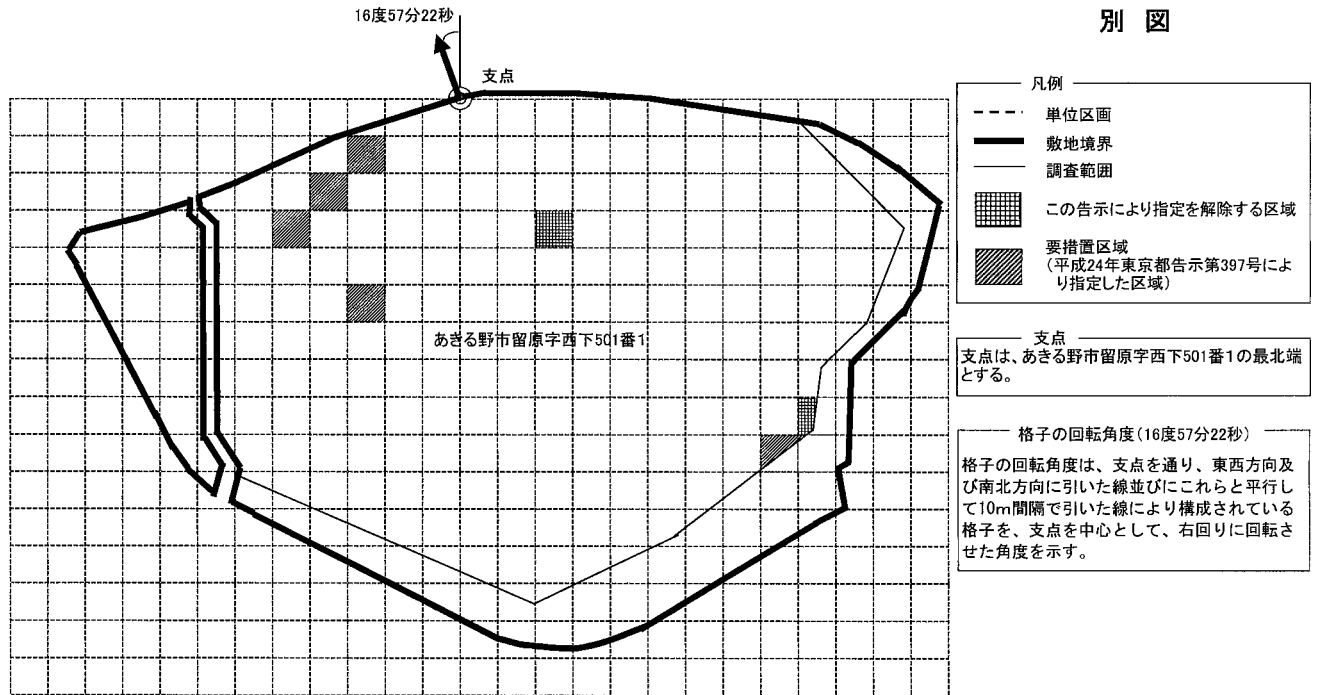
東京都知事 舛添要一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(あきる野市留原字西下地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シスソー・ニージクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン並びにふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



●東京都告示第四百三三号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十七年におけるさんご漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年三月十三日

東京都知事 外 添 要 一

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十七年三月十三日から同月二十三日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度

二十七隻

●東京都告示第四百四号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設を設置し、供用を開始する。

平成二十七年三月十三日

東京都知事 外 添 要 一

種類 名称 級別 規模 所在地 開始年月日

野積場 中央防波 一級 一二、八九一 江東区 平成二

堤内側内 平方メートル 青海三 十七年

積場 買ふ頭野 丁目地 三月十

防波堤 先中央 五日

内側

告 示(教)

●東京都教育委員会告示第八号

東京都立図書館規則(昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号)第四条ただし書の規定により、東京都立中央図書館を次のように休館する。

平成二十七年三月十三日

東京都教育委員会

一 期日 平成二十七年四月十九日、同年五月十五日、同年六月二日から同月十一日まで及び同月十九日

二 理由 設備等の保守点検及び図書資料の特別整理のため

●東京都教育委員会告示第九号

東京都立図書館規則(昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号)第十二条ただし書の規定により、東京都立多摩図書館を次のように休館する。

平成二十七年三月十三日

東京都教育委員会

一 期日 平成二十七年四月十九日、同年五月十七日及び同年六月二十一日

二 理由 設備等の保守点検のため

●東京都教育委員会告示第十号

東京都立多摩社会教育会館条例施行規則(昭和四十三年東京都教育委員会規則第二十三号)第四条ただし書の規定により、東京都立多摩社会教育会館の施設を次のように休館する。

平成二十七年三月十三日

東京都教育委員会

一(一) 施設名 ホール

(二) 期日 平成二十七年五月十二日、同月十三日、同月十八日及び平成二十七年六月八日から同月十日まで

(三) 理由 舞台設備等の保守点検のため

二(一) 施設名 鑑賞室

(二) 期日 平成二十七年五月十三日

(三) 理由 音響設備の保守点検のため

三(一) 施設名 ことばと音の広場

(二) 期日 平成二十七年五月十八日及び同年六月十日

(三) 理由 舞台設備等の保守点検のため

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年三月十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十七年三月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 スーパーバリュート八王子高尾店
- 二 店舗所在地 八王子市東浅川町五百四十六番二十ほか
- 三 設置者名 株式会社スーパーバリュート
- 四 設置者住所 埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十七号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社スーパーバリュート
- 六 新設をする日 平成二十七年十月二十七日
- 七 店舗面積の合計 九千五百四十一平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗南西側ほか 六百六十台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗南側ほか 二百八十六台
- 十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 二百四十平方メートル
- 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 三十二・一一立方メートル
- 十二 小売業を行う者の開店時刻 午前六時三十分
- 十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時
- 十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時から午後十時三十分までほか
- 十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 四か所 店舗南西側ほか
- 十六 荷さばき施設において荷さばき 午前六時から午後十一時までほか

を行うことができ
る時間帯

十七 届出日 平成二十七年二月二十六日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 平成二十七年三月十三日から同年七月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。
なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年三月十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年三月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 ヨークマート青戸店

二 店舗所在地 葛飾区青戸二丁目二十番六号

三 設置者名 株式会社ヨークマート

四 設置者住所 千代田区二番町八番地八

五 変更前の店舗名 (仮称)ヨークマート葛飾青戸店

六 変更後の店舗名 ヨークマート青戸店

七 変更前の店舗所在地 葛飾区青戸二丁目六百九十一番一ほか

八 変更後の店舗所在地 葛飾区青戸二丁目二十番六号

九 変更日 平成二十七年二月二十五日ほか

十 届出日 平成二十七年三月三日

十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間 平成二十七年三月十三日から同年七月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

<p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。</p>	<p>六 縦覧期間 平成二十七年三月十三日から同年四月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>	<p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>	<p>ウ 収受日 平成二十七年三月二日</p>	<p>イ 概要 意見なし</p>	<p>ア 聴取者 墨田区長</p>	<p>四 意見</p>	<p>三 設置者名 京成電鉄株式会社</p>	<p>二 店舗所在地 墨田区押上一丁目十番三号</p>	<p>一 店舗名 （仮称）京成押上駅前ビル新築計画</p>	<p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>六 縦覧期間 平成二十七年三月十三日から同年四月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>	<p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>	<p>ウ 収受日 平成二十七年二月二十七日</p>	<p>イ 概要 意見なし</p>	<p>ア 聴取者 立川市長</p>	<p>四 意見</p>	<p>三 設置者名 多摩中央産業株式会社</p>	<p>二 店舗所在地 立川市曙町二丁目十八番十八号</p>	<p>一 店舗名 万田ビル</p>	<p>東京都知事 舩 添 要 一</p>
<p>ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>争議行為の予告について</p> <p>東栄興業株式会社代表取締役小泉公男から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年三月三日にあつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十七年三月十三日</p> <p>東京都知事 舩 添 要 一</p> <p>一 事件 全日本建設交通一般労働組合関東支部東栄分会の争議行為に対抗する件</p> <p>二 日時 平成二十七年三月十四日以降問題解決に至るまでの間</p> <p>三 場所及び所在地 東栄興業株式会社本社車庫 足立区西新井四丁目二十番二十八号 東栄興業株式会社亀有車庫 足立区西新井四丁目二十番二十五号</p> <p>東栄興業株式会社古千谷作業所 足立区古千谷本町四丁目一番六号</p> <p>四 種類 事業所の閉鎖、就労拒否等一切の争議行為（以上原文のまま掲載）</p> <p>争議行為の予告について</p> <p>協立輸送株式会社代表取締役鈴木健から争議行為を行う</p>																				
<p>争議行為の予告について</p> <p>東喜運輸株式会社代表取締役菅野文枝から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年三月三日にあつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十七年三月十三日</p> <p>東京都知事 舩 添 要 一</p> <p>一 事件 自治労・公共サービス清掃労働組合協立支部の争議行為に対抗する件</p> <p>二 日時 平成二十七年三月十五日以降問題解決に至るまでの間</p> <p>三 場所及び所在地 協立輸送株式会社 葛飾区柴又二丁目十三番十二号、同所二百十六番地、同区新宿三丁目三百四十一番地、同所三百二十九番地一及び同区新宿二丁目三百四十一番地</p> <p>四 種類 事業所閉鎖、就労拒否等その他一切の争議行為（以上原文のまま掲載）</p> <p>争議行為の予告について</p>																				

自治労・公共サービス清掃労働組合東喜支部の争議行為に對抗する件

二 日時

平成二十七年三月十四日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

東喜運輸株式会社本社営業所 板橋区東新町一丁目二番十七号

東喜運輸株式会社第二車庫 板橋区高島平七丁目一番十四号

四 種類

事務所の閉鎖、就労拒否等その他一切の争議行為(以上原文のまま掲載)

争議行為の予告について

株式会社飯塚運輸代表取締役飯塚剛章から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年三月三日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十七年三月十三日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

自治労・公共サービス清掃労働組合飯塚支部の争議行為に對抗する件

二 日時

平成二十七年三月十四日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

株式会社飯塚運輸本社営業所及び車庫 葛飾区東金町

七丁目二十八番九号

四 種類

事業所の閉鎖・就労拒否及びその他一切の争議行為を実施する(以上原文のまま掲載)

争議行為の予告について

都清掃株式会社代表取締役吉野雅士から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年三月三日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十七年三月十三日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

自治労・公共サービス清掃労働組合みやこ支部の争議行為に對抗する件

二 日時

平成二十七年三月十四日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

都清掃株式会社本社営業所及び車庫 足立区六木二丁目三番十六号

四 種類

事業所の閉鎖・就労拒否及びその他一切の争議行為を実施する(以上原文のまま掲載)

争議行為の予告について

丸都運輸株式会社代表取締役榊原源一郎から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年三月三日にあったので、労働

関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十七年三月十三日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

自治労・公共サービス清掃労働組合丸都支部の争議行為に對抗する件

二 日時

平成二十七年三月十四日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

丸都運輸株式会社本社営業所及び車庫 足立区中央本町一丁目七番九号

四 種類

事業所の閉鎖・就労拒否及びその他一切の争議行為を実施する(以上原文のまま掲載)

争議行為の予告について

高嶺清掃株式会社代表取締役関川泰子から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年三月三日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十七年三月十三日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

高嶺清掃株式会社代表取締役関川泰子から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年三月三日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十七年三月十三日

東京都知事 外 添 要 一

自治労・公共サービス清掃労働組合高嶺支部の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十七年三月十四日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

高嶺清掃株式会社 葛飾区東立石三丁目五番一号

四 種類

事業所閉鎖、就労拒否、その他一切の争議行為(以上原文のまま掲載)

東京都教育委員会職員等の表彰について

東京都教育委員会職員表彰規程(昭和二十七年東京都教育委員会訓令甲第九号)第一条及び第二条の規定に基づき、平成二十七年一月二十二日に表彰された者は、次のとおりである。

平成二十七年三月十三日

東京都教育委員会

一 個人表彰(教職員)

小 学 校

氏 名 職 名 主な功績

関口 亮治 千代田区立お茶の水小 体育科教育の推進

保坂 司 港区立赤坂小学校主任 学習指導・生活指導の充実

加藤 勇祐 文京区立柳町小学校主 国語科教育の推進

千原 恵美子 文京区立林町小学校主 特別支援教育の推進

春日 学 台東区立台東育英小学 算数科教育の推進

佐藤 秀人 台東区立谷中小学校主 小学生バレーボール指導・学校運営の推進

井熊 豪 江東区立南陽小学校主 理科教育の推進

内藤 信義 世田谷区立駒沢小学校 算数科教育の推進

秦 弘行 世田谷区立松沢小学校 算数科教育の推進

加藤 路恵 杉並区立香掛小学校主 学校運営の推進

林 真弓 杉並区立高井戸小学校 国語科教育の推進

千葉 一成 杉並区立桃井第五小学校 国語科教育の推進

渡邊 滋 荒川区立汐入小学校主 英語教育活動の推進

鈴木 恵理 荒川区立尾久宮前小学 食育・ユネスコスクールの推進

生方 佳世 練馬区立大泉北小学校 学校運営の推進

斉藤 聖絵 八王子市立船田小学校 保健指導の充実

清野 文夫 八王子市立大和田小学 学校運営の推進

今永 紀子 府中市立府中第一小学 学校運営の推進

高木 潤子 小平市立小平第八小学 学校運営の推進

後藤 朋子 日野市立七生緑小学校 合唱指導の充実・音楽教育の推進

小林 友行 国立市立国立第二小学 クラブ活動指導(ドッジボール)の充実

矢島 裕紀子 国立市立国立第三小学 特別支援教育の推進

鈴木 輝 福生市立福生第六小学 学校改革の推進

嶺井 勇哉 武蔵村山市立第八小学 校務分掌(研究)の推進

野田 喜嗣 武蔵村山市立雷塚小学 校務分掌(研究・行事)の推進

岩淵 美香 武蔵村山市立第二小学 保健指導の充実

押本 絵里 武蔵村山市立第七小学 社会科教育の推進

木下 靖 日の出町立本宿小学校 学校運営の推進

氏 名 職 名 主な功績

杉浦 正一 港区立御成門中学校主 学校運営(指導力向上)の推進

熊谷 雅子 文京区立第九中学校主 保健指導の充実

庄司 美智子 台東区立上野中学校主 理科教育の推進

大橋 芳樹 台東区立柏葉中学校主 特別支援教育の推進

山下 智子 江東区立大島西中学校 保健指導の充実

関谷 さやか 世田谷区立三宿中学校 英語科教育の推進

笠 さわ子 豊島区立千登世橋中学 学級経営の充実

桐生	征臣	豊島区立千登世橋中学校主幹教諭	部活動指導(ロボット部)の充実
樋口	健次	荒川区立原中学校主任教諭	生活指導・部活動指導(バレーボール部)の充実
名地	大輔	板橋区立赤塚第二中学校主任教諭	教科センター方式導入における授業改善の推進
横溝	照夫	八王子市立松が谷中学校主幹教諭	部活動指導(女子ソフトボール)の充実
矢島	昌廣	三鷹市立第四中学校主幹教諭	防災教育の推進
横田	純子	府中市立府中第四中学校主任教諭	部活動指導(合唱)の充実
磯部	博子	府中市立浅間中学校主任教諭	国語科教育の推進
木村	嘉男	東久留米市立西中学校主幹教諭	生活指導の充実
氏名	高学	職名	主な功績
神田	宇士	東京都立東大和高等学校主任教諭	学校運営の推進
佐良土	道子	東京都立小山台高等学校主幹教諭	音楽科教育の推進・部活動指導(吹奏楽)の充実
慶徳	仁史	東京都立上水高等学校主幹教諭	部活動指導(陸上競技)の充実
嶋田	雅之	東京都立日野高等学校主任教諭	部活動指導(硬式野球)の充実
特別支援学校			
氏名	職名	主な功績	
伊藤	洋子	東京都立永福学園主幹教諭	学校運営・特別支援教育の推進
久保田	文夫	東京都立志村学園主任教諭	特別支援教育の推進
三輪	まみ	東京都立王子特別支援学校主任教諭	特別支援教育の推進
二 個人表彰(管理職)			
氏名	職名	校	
酒井	寛昭	中央区立久松小学校長	
高橋	俊明	港区立白金小学校長(統括校長)	
小川	深雪	文京区立林町小学校長	
小泉	与吉	台東区立台東育英小学校長	
千木良	康志	台東区立黒門小学校長	
岡崎	克純	墨田区立両国小学校長	
深井	誠一郎	江東区立第一亀戸小学校長	
宮本	正彦	世田谷区立用賀小学校長	
川島	信雄	渋谷区立神宮前小学校長	
鈴木	秀治	中野区立新井小学校長	
末永	弘	杉並区立桃井第三小学校長(統括校長)	
福田	晴一	杉並区立天沼小学校長	
坂本	晃治	豊島区立池袋小学校長	
関口	修司	北区立滝野川小学校長	
植村	茂樹	練馬区立光和小学校長(統括校長)	
伊藤	隆	練馬区立中村小学校長(統括校長)	
小池	康之	足立区立弘道第一小学校長	
田中	浩二	江戸川区立船堀小学校長	
宗像	武彦	八王子市立加住小学校長(統括校長)	
氏名	職名	校	
篠田	康昌	町田市立小山小学校長	
古川	正之	小平市立小平第六小学校長(統括校長)	
中村	康成	日野市立日野第二小学校長	
太田	圭子	国分寺市立第五小学校長	
森永	ひさぎ	狛江市立狛江第五小学校長	
大中	勲	東大和市立第九小学校長	
榊	尚信	武蔵村山市立第十小学校長	
氏名	職名	校	
赤沼	保江	新宿区立牛込第一中学校長	
菊田	寛	墨田区立両国中学校長	
小泉	和博	品川区立豊葉の杜中学校長(統括校長)	
三浦	哲夫	大田区立大森第七中学校長	
徳永	啓介	世田谷区立船橋希望中学校長(統括校長)	
石井	良典	杉並区立阿佐ヶ谷中学校長	
清水	隆彦	荒川区立諏訪台中学校長	
齊藤	進	荒川区立南千住第二中学校長	
工藤	雅敏	板橋区立赤塚第三中学校長	
小関	朝之	足立区立千寿青葉中学校長	
石鍋	浩	足立区立蒲原中学校長	
殿村	靖廣	葛飾区立立大道路中学校長	
中野	秀樹	八王子市立第五中学校長	
里吉	武仁	八王子市立館中学校長(統括校長)	
大町	洋	武蔵野市立第四中学校長	
市川	晃	青梅市立新町中学校長	
糸	洋	昭島市立福島中学校長	
岩下	伴雄	昭島市立昭和中学校長	

神田 正美 小金井市立緑中学校長	氏名	職名
中村 伸 多摩市立多摩永山中学校長	特別支援学校	
愛甲 慎二 羽村市立羽村第一中学校長		
馬籠 裕二 東京都立南大沢学園校長(統括校長)		
杉野 学 東京都立多摩桜の丘学園校長(統括校長)		
明官 茂 東京都立町田の丘学園校長(統括校長)		
三 団体表彰		
千代田区立九段小学校	学校等の名称	主な功績
港区立赤羽小学校	学校等の名称	主な功績
台東区立谷中小学校	学校等の名称	主な功績
東村山市立回田小学校	学校等の名称	主な功績
荒川区立諏訪台中学校	学校等の名称	主な功績
東大和市立第一中学校	学校等の名称	主な功績
稲城市立稲城第五中学校	学校等の名称	主な功績
八王子市立館小中学校	学校等の名称	主な功績
武蔵村山市立第五中学校	学校等の名称	主な功績
武蔵村山市立第二小学校	学校等の名称	主な功績
武蔵村山市立第八小学校	学校等の名称	主な功績
武蔵村山市立第十小学校	学校等の名称	主な功績

高等学校
 学校等の名称
 都立大島高等学校
 都立大島海洋国際高等学校
 災害復旧ボランティア

正誤

○平成二十六年十二月二十六日付東京都規則第百九十七号
 増刊74一ページ下段中「東京都医療費助成対象者証明書」を「東京都医療費支給認定対象者証明書」に改め

を「改め」に訂正する。
 ○平成二十六年十二月二十六日付東京都規則第百九十八号
 増刊74二ページ下段中「東京都医療費支給認定対象者証明書」を「東京都医療費助成対象者証明書」に訂正する。
 ○平成二十七年二月五日付東京都教育委員会訓令第十二号

増刊8	ページ一段一行	誤	正
上	教育庁事務	教育庁事務	教育庁事務
一四	教育庁出張所	教育庁出張所	教育庁出張所
	都立中等教育学校	都立中等教育学校	都立中等教育学校
	都立特別支援学校	都立特別支援学校	都立特別支援学校
	公立高等学校	公立高等学校	公立高等学校
	公立特別支援学校	公立特別支援学校	公立特別支援学校
	公立中等教育学校	公立中等教育学校	公立中等教育学校
	公立立小	公立立小	公立立小
	公立共同調理場	公立共同調理場	公立共同調理場

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002